明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四一）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四二）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二八一）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

告示

○総務省告示第四十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十九年二月二十二日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県石岡市府中4－1－7（83.10） (2)　茨城県小美玉市上玉里1188－4（60.90）	北緯36度11分48秒東経140度16分30秒の地点と北緯36度10分34秒東経140度18分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都千代田区麹町1－7（111.00） (2)　東京都新宿区西新宿2－3－2（218.60）	北緯35度41分01秒東経139度44分37秒の地点と北緯35度41分17秒東経139度41分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都新宿区西新宿2－3－2（218.00） (2)　東京都港区芝公園4－2－8（181.00）	北緯35度41分17秒東経139度41分41秒の地点と北緯35度39分31秒東経139度44分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　大阪府大阪市中央区大手前1－2－18（63.05） (2)　大阪府東大阪市山手町2031－4（534.50）	北緯34度41分27秒東経135度31分15秒の地点と北緯34度41分12秒東経135度33分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県千葉市中央区長洲1－2－1（61.70） (2)　千葉県千葉市中央区問屋町1－35（133.20）	北緯35度36分14秒東経140度07分15秒の地点と北緯35度36分09秒東経140度06分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域